

～岐阜県～

ぎふ木育ひろばでの木育活動にかかる経費を支援します！



ぎふ木育ひろば 活動支援事業

「ぎふ木育ひろばをもっと活用したい」を応援します！



「ぎふ木育ひろば」をもっと活用したい！

具体的なアイデアやノウハウを知りたいというひろばに！

「ぎふ木育人材」（講師・サポート）をマッチングして派遣します！

対 象：県内各地の「ぎふ木育ひろば」10か所程度

開催日時：実施施設決定後、講師と打合せのうえ決定

講師への報償費及び旅費は県が負担

申請方法＊ 県庁 林政部 森林活用推進課 木育推進係へ
お問合せください。

メール＊ c11513@pref.gifu.lg.jp FAX ＊ 058-278-2702

電話 ＊ 058-272-8821

木のおもちゃでつながる森と人 心を育む ぎふ木育

< ぎふ木育ひろばへの支援に関する取り決め事項 >

- 講師への報償費については、下表のとおりとし、実施施設から提出していただく活動計画に基づき、実施した活動や打合せ等の時間に応じて上限の範囲内で報償費を支出します。活動時間に変更がある場合は、事前に変更の活動計画を実施施設から提出していただく必要があります。

活動内容	報償費の考え方	県が負担する報償費の上限
木育プログラムの実施 ※事前打合せを含める（最大4時間まで）	<ul style="list-style-type: none"> ・ぎふ木育指導員 1人あたり2,800円/時間 ・ぎふ木育サポーター 1人あたり1,100円/時間 	1施設あたり 40,000円 とする
木のおもちゃの遊び ※事前打合せは対象外	1人あたり1,100円/時間	

※報償費は30分単位で積算し、30分未満は切り捨てとする。

- 実施する木育プログラムは、「ぎふ木育ひろば」で活動するものに限ります。
- 材料費がかかる場合は、実施施設（又は参加者）の負担となります。なお、県産材（ぎふ証明材）を使った木製品キットについては「ぎふ木育教材導入支援事業（補助金額1/2以内）」の対象となります。
※購入前に申請が必要です。
- 木のおもちゃは、ぎふ木育ひろばにあるおもちゃを活用してください。なお、ぎふ森林づくりサポートセンターが実施している「ぎふの木のおもちゃの貸出」を活用することも可能ですが、貸出場所への運搬は実施施設のご負担となります